

議第 116 号

下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例に
ついて

下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

現在閉所している下呂市立国民健康保険診療所である西村出張診療所を廃止するため、
当該条例の一部を改正するもの。

下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例

下呂市立国民健康保険診療所設置条例（平成16年下呂市条例第105号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(名称)</p> <p>第2条 診療所の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 15%;">診療科目</th> <th style="width: 40%;">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市立小坂診療所</td> <td>下呂市小坂町大島1965番地</td> <td>内科・外科 眼科</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>下呂市立馬瀬診療所</td> <td>下呂市馬瀬数河259番地 1</td> <td>内科</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	診療科目	病床数	下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	19	下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河259番地 1	内科		<p>(名称)</p> <p>第2条 診療所の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 15%;">診療科目</th> <th style="width: 40%;">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市立小坂診療所</td> <td>下呂市小坂町大島1965番地</td> <td>内科・外科 眼科</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>下呂市立馬瀬診療所</td> <td>下呂市馬瀬数河259番地 1</td> <td>内科</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>下呂市立西村出張診療所</u></td> <td><u>下呂市馬瀬西村840番地</u></td> <td><u>内科</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	診療科目	病床数	下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	19	下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河259番地 1	内科		<u>下呂市立西村出張診療所</u>	<u>下呂市馬瀬西村840番地</u>	<u>内科</u>	
名称	位置	診療科目	病床数																										
下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	19																										
下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河259番地 1	内科																											
名称	位置	診療科目	病床数																										
下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島1965番地	内科・外科 眼科	19																										
下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河259番地 1	内科																											
<u>下呂市立西村出張診療所</u>	<u>下呂市馬瀬西村840番地</u>	<u>内科</u>																											

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例 要綱

1. 改正理由

現在閉所している下呂市立国民健康保険診療所である西村出張診療所を廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 西村出張診療所を、下呂市立国民健康保険診療所から除外します。

(第2条関係)

(2) この条例は、平成30年10月1日から施行します。

(附則関係)